

平成 23 年 7 月 21 日

日本化粧品工業連合会

傘下会員各位

日本化粧品工業連合会

会長 前田新造



化粧品効能範囲改正に伴う「化粧品等の適正広告ガイドライン」の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、日本化粧品工業連合会の諸活動に格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 7 月 21 日に「化粧品の効能の範囲の改正について（平成 12 年 12 月 28 日医薬発第 1339 号医薬安全局長通知）」の別紙の別表第 1 に、以下の効能が追加されました。

- ・乾燥による小ジワを目立たなくする。

当該効能の訴求に関しては、化粧品業界として消費者に誤解を与えることのないよう、十分な注意と自主管理が不可欠と考えられ、今回の改正にあわせて添付資料のとおり「化粧品等の適正広告ガイドライン」を改正いたしました。

つきましては、傘下会員各位におかれましては引き続き当該ガイドラインの遵守につき、お願い申し上げます。

敬具

【添付資料】

- ・「化粧品等の適正広告ガイドライン」の改正について（平成 23 年 7 月 21 日：日本化粧品工業連合会広告宣伝委員会）
- ・「化粧品等の適正広告ガイドライン」改正・新旧対照表

平成 23 年 7 月 21 日

「化粧品等の適正広告ガイドライン」の改正について

日本化粧品工業連合会

広告宣伝委員会

1. 改正目的

化粧品の効能範囲については、「化粧品の効能の範囲の改正について（平成 12 年 12 月 28 日医薬発第 1339 号医薬安全局長通知）」の別紙の別表第 1 により、55 種類が定められているが、本年 7 月 21 日に同通知の一部が改正され、以下の効能が追加された。

- ・乾燥による小ジワを目立たなくする。

しかしながら、当該効能の訴求に関しては、化粧品業界として消費者に誤解を与えることのないよう、十分な注意と自主管理が不可欠と考えられ、今回の改正にあわせて「化粧品等の適正広告ガイドライン」を改正することが必要となっている。

また、この効能範囲改正に当たって開催された国の審議会（薬事・食品衛生審議会化粧品・医薬部外品部会）においても、当該効能の訴求に関して日本化粧品工業連合会の「化粧品等の適正広告ガイドライン」の改正が求められている。

このため、今回の化粧品効能範囲改正にあわせて「化粧品等の適正広告ガイドライン」の改正を行うものである。

2. 改正内容

現行ガイドライン第 3 章『E 1 7 「エイジングケア」の表現』の次に、E 1 8 『「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現』として、以下を追加する。

E 1 8 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現

1. 基本的考え方

本効果の標榜にあたっては、加齢によるシワ等を含め、全てのシワに効果があるものと誤認される表現をしてはならない。

また、しわ取り効果を標榜する化粧品の広告等の注意点（厚生省 62.11.25）は従前どおり有効であり、本ガイドラインにより緩和されるものではない。

ただし、医薬部外品等で個別承認を取得した効能については、本ガイドラインに拘わらず、承認された効能の範囲でシワに関する標榜ができる。

なお、メーキャップ効果におけるシワを目立たなくみせる、との表現については、確実であるような保証をする表現又は事実と反する表現を除き、従前どおり認められる。

2. 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現

(1) 認められる表現の範囲

- ・うるおいにより乾燥による小ジワを目立たなくする表現

(2) 認められない表現の範囲

- ・小ジワを解消する表現
- ・小ジワを予防する表現
- ・素肌の若返り効果・老化防止効果

なお、「小ジワ」の字句のみを強調する等、認められる表現の範囲を逸脱してはならない。

3. 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現の具体例

(1) 認められる表現の具体例

- ・皮膚の乾燥を防いで小ジワを目立たなくします
- ・うるおい効果が小ジワを目立たなくします
- ・キメを整えて乾燥による小ジワを目立たなくします

(2) 認められない表現の具体例

- ・〇〇〇が小ジワの悩みを解消します
- ・小ジワを防いで美しい素肌を育てます
- ・乾燥による小ジワを防いで、お肌の老化防止を…
- ・小ジワ*を目立たなくします。（注釈として*）乾燥によるもの、と記載する方法）

4. 注意事項

本表現は、日本化粧品学会の「化粧品機能評価法ガイドライン」の「新規効能取得のための抗シワ製品評価ガイドライン」に基づく試験又はそれと同等以上の適切な試験を行い、効果が確認された製品のみにも標榜できる。

なお、日本化粧品工業連合会自主基準では、当該製品に「乾燥による小ジワを目立たなくする。」又はこれを言い換えた表現を表示する場合、これらの効能に※のよ

うな印をつけたうえで、「※効能評価試験済み」と製品に表記する。ただし、「※効能評価試験済み」の表記は、大きな活字で記載する、色調を変える等強調して記載してはならない、とされている。

【参考資料】

- ・日本化粧品学会「化粧品機能評価法ガイドライン」（平成 18 年 12 月日本化粧品学会作成）
- ・しわ取り効果を標榜する化粧品の広告等の注意点（チェックポイント）（昭和 62 年 11 月 25 日厚生省薬務課監視指導課広告専門官から日本化粧品工業連合会あて）
- ・「効能評価試験済み」の製品への表記について（平成 23 年 7 月 21 日日本化粧品工業連合会）

「化粧品等の適正広告ガイドライン」改正・新旧対照表

新	旧
第1章～第2章 （略） 第3章 E1～E17 （略） <u>E18「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現</u> <u>1. 基本的考え方</u> <u>本効果の標榜にあたっては、加齢によるシワ等を含め、全てのシワに効果があるものと誤認される表現をしてはならない。</u> <u>また、しわ取り効果を標榜する化粧品の広告等の注意点（厚生省62.11.25）は従前どおり有効であり、本ガイドラインにより緩和されるものではない。</u> <u>ただし、医薬部外品等で個別承認を取得した効能については、本ガイドラインに拘わらず、承認された効能の範囲でシワに関する標榜ができる。</u> <u>なお、メーキャップ効果におけるシワを目立たなくみせる、との表現については、確実であるような保証をする表現又は事実と反する表現を除き、従前どおり認められる。</u> <u>2. 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現</u> <u>（1）認められる表現の範囲</u> ・うるおいにより乾燥による小ジワを目立たなくする表現	第1章～第2章 （略） 第3章 E1～E17 （略）

(2) 認められない表現の範囲

- ・小ジワを解消する表現
- ・小ジワを予防する表現
- ・素肌の若返り効果・老化防止効果

なお、「小ジワ」の字句のみを強調する等、認められる表現の範囲を逸脱してはならない。

3. 「乾燥による小ジワを目立たなくする。」の表現の具体例

(1) 認められる表現の具体例

- ・皮膚の乾燥を防いで小ジワを目立たなくします
- ・うるおい効果が小ジワを目立たなくします
- ・キメを整えて乾燥による小ジワを目立たなくします

(2) 認められない表現の具体例

- ・〇〇〇が小ジワの悩みを解消します
- ・小ジワを防いで美しい素肌を育てます
- ・乾燥による小ジワを防いで、お肌の老化防止を…
- ・小ジワ*を目立たなくします。 (注釈として*) 乾燥によるもの、と記載する方法)

4. 注意事項

本表現は、日本香粧品学会の「化粧品機能評価法ガイドライン」の「新規効能取得のための抗シワ製品評価ガイドライン」に基づく試験又はそれと同等以上の適切な試験を行い、効果が確認された製品のみに標榜できる。

なお、日本化粧品工業連合会自主基準では、当該製品に「乾燥による小ジワを目立たなくする。」又はこれを言い換えた表現を表示する場

合、これらの効能に※のような印をつけたうえで、「※効能評価試験済み」と製品に表記する。ただし、「※効能評価試験済み」の表記は、大きな活字で記載する、色調を変える等強調して記載してはならない、とされている。

【参考資料】

- ・日本化粧品学会「化粧品機能評価法ガイドライン」(平成 18 年 12 月日本化粧品学会作成)
- ・しわ取り効果を標榜する化粧品の広告等の注意点(チェックポイント)(昭和 62 年 11 月 25 日厚生省薬務課監視指導課広告専門官から日本化粧品工業連合会あて)
- ・「効能評価試験済み」の製品への表記について(平成 23 年 7 月 21 日日本化粧品工業連合会)

第 4 章 (略)

索引 (略)

第 4 章 (略)

索引 (略)